

第30回
神奈川県マーチングバンド・バトントワーリング
フェスティバル

チャリティーショー

基本実施要項



KANAGAWA

NPO法人神奈川県マーチングバンド・バトントワーリング連盟
<http://www.ee.e-mansion.com/~mb-kana/>

重要なお知らせ

平成22年10月3日(日)に行われる第30回神奈川県マーチングバンドバトントワーリングフェスティバル実施要項は、地球環境への配慮から、下記の神奈川連盟ホームページからダウンロード(5月末日アップ予定)していただくこととなります。よって製本したものは発行致しません。

尚、ダウンロードが不可能な団体にのみ大会事務局に連絡していただければコピーを送付致します。

URL : (<http://www.ee.e-mansion.com/~mb-kana/>)

目 次

	ページ
大会概要	1
日 程	2
参加資格	3
著作権申請手続きについて.....	4
事務連絡	5
関東大会推薦枠	6
演技フロア図	8
実施規定 / フェスティバル	
マーチングバンド・バトントワーリング部門.....	9
実施規定 / コンテスト マーチングバンド部門	10 ~ 13
実施規定 / コンテスト カラーガード部門	14 ~ 16
実施規定 / コンテスト バトントワーリング部門.....	17 ~ 21
緊急対策	22 ~ 23
記録・報道関係者への対応.....	24

大会概要

第30回神奈川県

マーチングバンド・パトントワーリング フェスティバル

当連盟は、「学校教育や地域社会でのマーチングバンド・パトントワーリングの普及発展と技術の向上をはかり、青少年の人格育成に寄与すると共に、音楽文化の向上とスポーツの振興に資すること」を目的に活動しております。

近年、全国各地においてマーチングバンド・パトントワーリング活動が活発になり、その技術の向上にはめざましいものがありますが、これはマーチングバンド・パトントワーリングの特性でもあるスポーツと音楽による、心・身・技の調和のとれた演技形態が豊かな情操を培い、規律や節度ある青少年の人格形成に極めて効果の高いことが認識されてきたからに他なりません。

本フェスティバルは、今日の連盟の前身である日本パレードバンドアソシエーションがここ神奈川で発足し、約44年前に始められたフェスティバルの精神を引き継ぎ、県連盟として独立、主催すること30回を迎えるに至っております。参加団体も、回を増すごとに日頃の意欲的な研究の結果、技術レベルが格段に向上し、県大会としては出演団体数、会場の規模と合わせて日本でもトップクラスの大会と評価されている次第です。

当日は、参加団体の情熱が会場一杯に広がり、観衆の皆様にも充分にその熱気が伝わるかと存じます。

これからも当連盟は、マーチングバンド・パトントワーリング活動のパイオニアとして、資質の向上を旨に、音楽・スポーツとしてのマーチングバンド・パトントワーリング活動の普及発展・青少年の人格形成に寄与することを目的に、より一層の活動をしてまいりたいと存じます。

さらに、本フェスティバルは皆様のご協力を仰ぎまして、神奈川新聞社を通したチャリティーとしてお役にたてば、きわめて喜びとするところでございます。

記

主 催	NPO法人 神奈川県マーチングバンド・パトントワーリング連盟
開 催 日	平成22年10月3日(日)
会 場	横浜アリーナ (横浜市港北区新横浜3-10)
協 賛 (各申請予定)	タカナシ乳業(株)、(株)清水康益社、ヤマハ特約店、崎陽軒(株)他
後 援 (予定)	横浜市、横浜市市民局、神奈川県、県教育委員会、社団法人日本マーチングバンド・パトントワーリング協会、日本マーチングバンド・パトントワーリング協会関東支部
主 旨	小学生の部・中学生の部 演技演奏を発表し合うことにより、豊かな情操と音楽性を育み、青少年の健全育成に寄与する。 伸び伸びとした演技演奏の中で音楽への憧れを育てる。 高等学校の部・一般の部 より豊かな音楽性・より高度な技術を追究し、活動の一層の発展と地域社会の活性化や音楽文化の向上に寄与する。

日 程

【出演団体打ち合わせ会議】

日 程 : 平成22年9月2日(木) 19:00~20:00

場 所 : 横浜市技能文化会館2階ホール 横浜市中区万代町2-4-7 045(681)6551

持ち物 : 本実施要項、音楽著作権関係確認書

* 連盟記章の販売(1個500円)を行います。

* 会場の都合により、団体1名でお願いします。

【主な日程】

日 程 6/10 申込締切 大会参加費納入
8/1 調査書、写真必着、入場券申し込み、入場券代金入金締切
9/2 参加団体打ち合わせ 横浜市技能文化会館
9/10 一般入場券販売開始
10/3 フェスティバル当日

主な当日日程 7:45 9:00 9:30 10:00 19:00
 役員集合 団体入館 開場 開演 演技 終演

* タイムテーブル、出演順等詳細は出演団体打ち合わせ会議で配布。

参加資格

資格

- (1) 平成22年9月1日現在、NPO法人神奈川県マーチングバンドバトントワーリング連盟に団体加盟していること。

資格

- (1) 大会実行委員会が定める期日までに、下記の参加手続きを完了していること。
参加申込書を6月10日までに大会事務局にファックス(045-845-9227)すること。

6月10日までに団体参加費の納入(一団体 10,000円)すること。

* 団体名を明記して振り込むこと。振込口座 横浜銀行 保土ヶ谷支店 普通口座 1715976
名義 神奈川県MB連盟大会事務局代表 武石博行

マーチングバンド部門における編曲許諾及び使用許諾の確認書を出演団体打ち合わせ会議で提出する。

カラーガード、バトントワーリング、ポンポン・ベップアーツ部門における音楽著作権に関する確認書、音源使用許諾証明書(領収書がある場合は添付)、録音利用許可書を出演団体打ち合わせ会議で提出する。

その他大会本部が指定した各種調査書類1~4、プログラム原稿CD、プログラム用写真を8月1日までに大会事務局へ郵送する。

* 提出先 大会事務局 233-0007 横浜市港南区大久保1-7-2 高橋俊充

協会記章の購入(@500円)すること。*参加団体打ち合わせ会で販売。

- (2) 団体及び構成メンバー()の本大会への出演参加は、1回限りとする。
但し、フェスティバルの部、エキシビジョン及びセレモニー等への参加については、この限りではない。
- (3) 構成メンバー登録変更については、出演団体打ち合わせ会議当日までとする。但し、大会当日のチェックイン時に出演人数の削減はできる。
構成メンバーとは、演技フロアに入る演奏演技者(指揮者を含む)をいう。

資格 ・ に反した場合は注意又は警告書を発行するか、大会参加を認めない場合がある。

但し、音源使用許諾証明書、連盟作成の著作権確認書に関してのみ、平成22年9月2日(木)出演団体打ち合わせ会議、もしくは大会当日までに提出されていない場合には、大会での参加(演技・演奏)は認められない。

使用曲著作権許諾申請等手続きについて

(バトントワーリング、ポンポンペップアーツ、カラーガード部門)

次に従い確実に手続きをお願いいたします。なお、手続きができていない場合は、大会での音楽の使用はできません。

ステップ1 *各団体でお願いします。

- ・電話、FAX等で、使いたい曲の出版元へ連絡を取り使用許可申請をする。

ステップ2 *各団体でお願いします。

- ・録音利用申込書、録音利用明細書（JASRAC ホームページ<http://www.jasrac.or.jp/info/download.html>より各自ダウンロードしてください。）を著作権協会へ提出申請。

ステップ3 *各団体でお願いします。

- ・著作権協会より、請求される利用料金を支払う。（1曲400円程度）

ステップ4

- ・出演団体打ち合わせ会議の際に、連盟作成の確認書を記入の上持参し、確認してもらう。

ステップ5

- ・大会当日、演技2団体前に自分の団体名等を明記したMDとバックアップテープを演出部に提出する。

(マーチングバンド部門)

編曲著作権許諾申請手続きを以下に従い、手続きを確実にお願いいたします。手続きができていない場合は演奏ができません。ご注意ください。

ステップ1 *各団体でお願いします。但し、市販の楽譜や自作曲を使用する場合は必要ありません。

- ・電話、FAX等で出版元へ連絡を取り、編曲使用許可申請をする。

ステップ2 *各団体でお願いします。

- ・各団体で取得して編曲使用許可書の写しと連盟作成の確認書を記入の上、出演団体打ち合わせ会議の際に提出をお願いします。市販の楽譜や自作曲を使用する場合も確認書への記入、提出をお願いします。

問い合わせ先

日本著作権協会 録音二課 03(3481)2121

事務連絡

* 各項目の詳細は出演団体打ち合わせ会議で説明します。

入場券の販売

入場券(税込み)	前売券(全席自由)	3,000円
	当日券(全席自由)	3,500円
	幼保小学生券(全席自由)	2,000円

販売方法 前売券 加盟団体は加盟団体購入調査書により購入する。
加盟団体向けの前売り券は、出演団体打ち合わせ会議の際に配布する。
一般販売は9月10日より横浜日本屋楽器、横浜楽器サービス、下倉楽器、ヤマハミュージック横浜店等で行う。

当日券 大会当日、9:10より大会会場の当日券売場において販売する。
* 3歳以上は入場券が必要となる。
* 返券は一切しない。

写真・ビデオ撮影

写真記録(出演団体記念写真・演技風景等)、VTR記録(マーチングバンドのみ)は指定業者が行い販売する。

参加団体の代表3名は、正面の撮影専用指定席(2階20列A47~49)より、自分の団体のみ写真およびビデオ撮影ができる。台数は、ビデオ、写真機等は3台以内。三脚使用可。人数は3名以内とする。出演2団体前に所定の席に来てゼッケンを受け取り待機し、係員の指示で撮影をする。なお、フロア内における一般観客及び構成メンバー等による写真撮影(含むカメラ付き携帯電話)は一切禁止する。撮影が発覚した場合は、大会事務局でカメラを預かるか、退場願う場合がある。

座席

参加団体はアリーナ席左右後方を使用する。

一般観客はアリーナ席前方半面を使用する。

* 詳細は、出演団体打ち合わせ会議で配布する。

参加団体応援席

設置しない。

搬入補助員、演奏演技計時補助員座席

搬入出補助員座席は正面フロア脇B口側の観客席最前列、演奏演技計時補助員座席は、式台の脇に座席を置く。

識別

構成メンバー(白のリボン)、引率登録者(黄のリボン)、搬入出補助員(赤のリボン)、演奏演技計時補助員(緑のリボン)、係員(紺のリボン)、実行委員(タグ)、報道関係(自社の腕章)

* チェックインの際に受け取る。

会場入場

参加団体

8：30よりアリーナ裏手入口よりチェックイン手続きをする。

チェックイン時に、人数変更（減らすことは可能、増やすことは原則不可）を報告する。

チェックイン時に、プログラム、リボン、飲み物（タカナシ乳業様ご提供品）、開閉会式説明書を受け取る。

一般観客

正面玄関より午前9時30分以降入場する。

再入場は、正面玄関再入場口で所定の手続きをとる。

招待者

正面玄関所定の入口より入場。係の指示で座席に着く。

開閉会式

* 出演団体打ち合わせ会議で詳細を説明する。

給食

各団体で用意する。

アリーナ席での飲食は禁止する。

事前広報

一般広報、インタ - ネットホームページ、チラシ、広告協力店等による宣伝
<http://www.ee.e-mansion.com/~mb-kana/>

プログラム

作成部数 9,000部

参加団体、一般観客、報道関係、招待者に無料配布する。

記念品・その他会場販売

別途出店要項を発行の上、広告協賛団体より募集する。

公正な基準のもとに出店を管理し、大会に支障のないように運営を行う。

傷害保険

構成メンバー・大会実行委員及び係員全員を対象に、一括傷害保険に加入する。

保険期限は出演当日の0時～24時とする。（宿泊を伴う場合は各団体で対応すること）

大会参加に関する経費

本大会参加に要する各参加団体個々の経費は、各参加団体の負担とする。

なお一旦納入された費用については、一切返金しない。

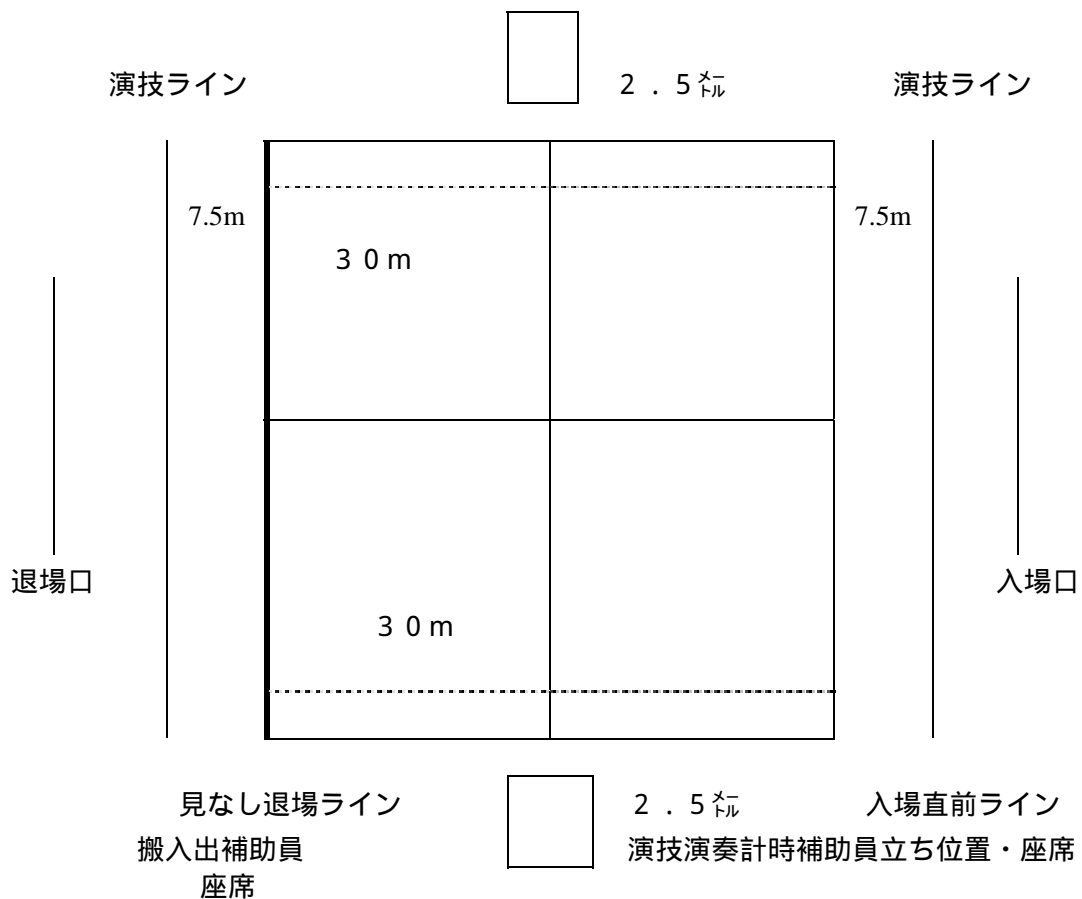
関東大会推薦枠

	マーチングバンド部門				小計	カラーガード部門	バトントワーリング部門					小計	合計
	小学	中学	高校	一般			小学	中学	高校	一般B	一般PP		
神奈川	11	5	4	4	24	1	1	3	10	5	1	20	45

* マーチングバンド部門・バトントワーリング部門において、関東大会に推薦された場合は、関東大会の要項に従った枠内での人数の変更ができる。

* 6月10日締め切り後、エントリーの状況により各部門内での枠数の調整を図る場合があります。

演技フロア図



- *注意1：バトンの演技は点線で示した奥行き2.5 沓、幅4.5 沓内で行う。当日は上記の点線上に5 沓ごとに黄色のポイントが打たれている。
- *注意2：全団体は入場口からすべて入場し、退場口へすべて退場する。

実施規定 / フェスティバル

マーチングバンド・バトントワーリング部門

主に発表を目的とし、コンテストの上位大会推薦を目的としない団体が参加できる。

構成、編成、演技・演奏時間等は、コンテストの部マーチングバンド部門・バトントワーリング部門と同様とする。

実施規定 / コンテスト マーチングバンド部門

1. 構成

(1) 小学生の部

単一加盟団体の小学生構成 _____
複数の加盟団体の合同小学生構成 _____ 但し、未就学児は除く。
小学生以外の指揮者は2名までとし、演技演奏をしてはならない。

(2) 中学生の部

単一加盟団体の中学生構成 _____
複数の加盟団体の合同中学生構成 _____ 但し、未就学児は除く。
単一加盟団体の小・中学生構成 _____
複数の加盟団体の合同小・中学生構成 _____
小学生・中学生以外の指揮者は2名までとし、演技演奏をしてはならない。

(3) 高等学校の部

高等学校の単一加盟団体高等学校在校生による構成。
但し、同一学校法人内の高校及び中学校の合同構成は認める。
生徒以外の指揮者は2名までとし、演技演奏をしてはならない。

(4) 一般の部

単一加盟団体による構成。 但し、未就学児は除く。

2. 編成

(1) 小学生の部

編成は「小編成」「大編成」とする。
楽器の編成は自由とする。
人数による各編成の区別は次のとおりとする。
ア．小編成：指揮者を含めて50名以下
イ．大編成：指揮者を含めて51名以上
小編成・大編成に分けて演技する。

(2) 中学生の部

編成は「小編成」「大編成」とする。
楽器の編成は自由とする。
人数による各編成の区別は次のとおりとする。
ア．小編成：指揮者を含めて54名以下
イ．大編成：指揮者を含めて55名以上
小編成・大編成に分けて演技する。

(3) 高等学校の部

編成は「小編成」「中編成」「大編成」とする。
楽器の編成は自由とする。
人数による各編成の区分は次のとおりとする。
ア．小編成：指揮者を含めて54名以下
イ．中編成：指揮者を含めて55名以上84名以下
ウ．大編成：指揮者を含めて85名以上
小編成・中編成・大編成に分けて演技する。

(4) 一般の部

編成は「小編成」「大編成」とする。

楽器の編成は自由とする。

人数による各編成の区分は次のとおりとする。

ア．小編成：指揮者を含めて70名以下

イ．大編成：指揮者を含めて71名以上

小編成・大編成に分けて演技する。

3. 演技

(1) 演技フロア

演技フロア及び待機ゾーンは別記(P.7)の通りとする。

演技フロアの使用は、入場ラインからみなし退場ラインの外側7.5mラインまでの範囲とする。

正面演技ラインより前の使用は原則として禁止する。

演技フロアへの入場は構成メンバーおよび実行委員会が許可した搬入出補助員、演技開始終了合図員のみとする。

(2) 入退場

演技フロアへの入場は実行委員会の指定した入場ラインを使用すること。

構成メンバーと搬入出補助員、演奏演技計時補助員はアラーム音(ピッピッピッポー)の合図に従って入場し、見なし退場ラインを通過して退場すること。

入退場のみに要する時間を2分以内とする。

(3) 計時・演奏時間

小学生の部・中学生の部

入場及び器物の搬入はアラーム音(ピッピッピッポー)の合図で開始すること。

入場及び器物の搬入開始30秒以内は演技演奏はできない。

演技演奏時間は6分30秒以内とする。

演技演奏時間は、始めの音が出た時点(演奏演技計時補助員が指定された旗をドラムメジャーの台の脇で振り下ろす。)から、演奏演技の最後の音が消えた時点(演奏演技計時補助員が指定された旗をドラムメジャーの台の脇で振り下ろす。)とする。なお、演奏開始前、演奏終了後の音だしは禁止する。

高等学校・一般の部

入場及び器物の搬入はアラーム音(ピッピッピッポー)の合図で開始すること。

入場及び器物の搬入開始30秒以内は演技演奏はできない。

演技演奏時間は8分00秒以内とする。

演技演奏時間は、始めの音が出た時点(演奏演技計時補助員が指定された旗をドラムメジャーの台の脇で振り下ろす。)から、演奏演技の最後の音が消えた時点(演奏演技計時補助員が指定された旗をドラムメジャーの台の脇で振り下ろす。)とする。なお、演奏開始前、演奏終了後の音だしは禁止する。

(4) 器 物

「器 物」とは、楽器・手具類・ユニフォーム類のどれにも属さず、演技者以外の物を総称して器物とする。

「手 具」とは、演技者個人が容易に携帯でき、自らが用いる小道具類を手具とする。

「特殊効果」とは、フラッシュ・ストロボ・各種ライト類（ケミカル類含）等の光の効果を用いたものを全てを特殊効果とする。

手具・器物類の搬入出は安全かつ迅速に行うこと。また、責任を持って搬入出をすること。尚、ここでいう搬入出とは演技フロアへの入退場だけのことではなく、会場への入場から退場までの全行程のことをいう。演技フロアに搬入する器物については、次に示す規格内の大きさとする。

規 格：1m80cm×1m20cm×1m50cm以内の立方体

重 量：フロア内を一人で持ち運び出来る範囲内

ア．器物を重ねたり密着して並べる場合は、その状態が規格内の大きさとする。

イ．演技フロア内を複数の人数で一つの器物を持ち運んでも良い。

ウ．フロアに敷く布は器物であるが制限を設けない。

特殊効果は使用方法・数量等の詳しい説明書に写真を添付の上、出演団体打合せ会議当日までに選考部へ提出すること。なお、出演団体打合せ会議以降の申請は認めない。

ア．乾電池以外の電源の使用は禁止する。

イ．化学反応で発光するケミカルライト類はその安全性が製造メーカーによって保証されているもののみ使用できる。

ウ．火気・ガス類・液体類及び固形燃料類は使用を禁止する。

指揮台は大会本部が設置したもののみを使用すること。

国旗等の使用は敬意を損なわない最大限の注意をすること。なお、フラッグ等に用いる場合は原形での使用を禁止する。

スパンコールやビーズ等の衣装の付属品は他の団体の演技の妨げとならないようにすること。

会場既設電源の使用は禁止する。ただし、特殊効果用の乾電池とビブラフォン用のバッテリーは許可対象とする。

4 . 罰 則

(1) 審査対象外

『1．構成』『2．編成』規定に反した場合。

出演時刻に間に合わない場合。（実行委員長判断）

非社会的な行為、大会主旨に反する行為があった場合。

審査対象外でも審査用紙は返却する。

(2) 警告

『3．演技（3）演技・演奏時間』規定に反した場合。

大会実行委員会の指示に従わなかった場合。

他の参加団体に迷惑となる行為があった場合。

故意と認められるような規定違反があった場合。

『3．演技（1）演技フロア（2）入退場（4）器物』・『7．登録引率者、搬入出補助員、演奏演技計時補助員等』の規定及び大会運営に支障を生じるような行為があった場合。

2年続けて同一団体が注意にあたる行為を行った場合は、警告書を発送し次大会に参加することはできない。

5 . 成績・成績判定・表彰・関東大会推薦

(1) 成績

各審査員は100点法(小数点なし)で採点する。

* 審査員は参加団体打合会で知らせる。

(2) 成績判定(順位の決定)

小学生の部・中学生の部

6人の審査員による各団体の合計点とする。編成にかかわらず点数の高い順とする。

同点の場合は、下記の順序により順位を決定する。

ア．同点団体のみによる上下カットした席次点合計の少ない方を上位とする。

イ．同点団体のみによる全審査員の席次点合計の少ない方を上位とする。

ウ．審査員6人の協議により上位を決定する。

高等学校の部・一般の部

キャプション別の合計点とする。全体的効果(音楽、視覚各200点)、キャプション(管楽器、打楽器、動き、ガード各100点、合計800点とする。編成にかかわらず、点数の高い順とする。

同点の場合は、下記の順序により順位を決定する。

ア．同点団体のみによる席次合計の少ない方を上位とする。

イ．審査員6人の投票により上位を決定する。

(3) 表彰・関東大会推薦

特別賞を設ける。

関東大会への推薦は前記(P.6)関東大会推薦枠に従い、成績優秀団体を関東大会へ推薦する。

6 . 登録引率者、搬入出補助員、演奏演技計時補助員等

登録引率者は40名以下の団体=2名

41名以上の団体=40名まで増す毎に1名追加(41~80名の団体の場合は3名)

小学生の部=20名まで増す毎に1名追加(41~60名の団体の場合は3名)

小学校編成のみ、搬入出補助員7名までをもうけることができる。

構成メンバー・登録引率者・搬入出補助員が客席に入る場合は、入場券が必要となる。

また、出演者席には構成メンバー及び登録引率者のみ入ることができる。

登録引率者・搬入出補助員を兼ねることができる。

演奏演技計時補助員は構成メンバー、登録引率者、搬入補助員を兼ねることができる。

搬入出補助員、演奏演技計時補助員はフロアに設営された座席より演技を見る。

7 . その他

(1) 各出演予定団体の代表1名は「出演団体打ち合わせ会議」に必ず出席すること。

(2) 大会参加に要する経費は参加団体の負担とする。

(3) 納入された団体参加費・個人参加費は返却しない。

(4) 大会当日でも、登録人数内のメンバーの変更は認める。

(5) 器物の搬入は指定した通路を使用し、全ての構成メンバー及び搬入出補助員(手具・器物を含む)は定められた場所で待機すること。また、チューニングルーム及び入場口についても実行委員会が指定する。

(6) 残留器物については器物(楽器・搬入器物 残留不可)と落下物(帽子・靴・マウスピース・スティック等 故意でないものは残留物としない)に区別して審査委員長が判断する。

また、スパンコールやビーズ等衣装の付属品については他の団体の演技演奏の妨げとならないよう留意すること。

(7) 各出演団体の代表は、出演当日の表彰式に必ず出席すること。

(8) 本大会において演技演奏する楽曲の使用・編曲及び編集に関しては、著作権使用法を遵守すること。

使用する曲に対し、原作の作曲者または権利を有する出版社に使用許諾を行い、その確認書を提出すること。

(9) 本規定の主旨を変更することなく、実行委員会において字句の加除訂正を行うことができる。

実施規定 / コンテスト カラーガード部門

1. 構成

- (1) 構成は自由とする。 但し、未就学児を除く

2. 編成

- (1) 自由編成

編成及び構成メンバーの人数は自由とする。

演技に使用する手具として、トールフラッグの使用を義務付ける。(使用は演技中の一部でもよい)

トールフラッグとは、100cm以上のポールに旗または旗に類する布等がついたもの。

演奏は不可とする。

3. 演技

- (1) 演技フロア

演技フロア及び待機ゾーンは別記(P.7)の通りとする。

演技フロアの使用は、入場ラインからみなし退場ラインの外側7.5mラインまでの範囲とする。正面演技ラインより前の使用は原則として禁止する。

演技フロアへの入場は構成メンバーおよび実行委員会が許可した搬入出補助員のみとする。

- (2) 入退場

演技フロアへの入場は実行委員会の指定した入場ラインを使用すること。

構成メンバーと搬入出補助員はアラーム音(ピッピッピッポー)の合図に従って入場し、見なし退場ラインを通過して退場すること。

- (3) 演技時間

入場及び器物の搬入はアラーム音(ピッピッピッポー)で開始すること。

入場及び器物の搬入開始30秒以内はMDの音は出せない、また、演技はできない。

演技演奏時間(入退場時間は含まない)は5分00秒以内とする。

演技演奏時間は、始めの音が出た時点(演奏演技計時補助員が指定された旗をドラムメジャーの台の脇で振り下ろす。)から、演奏演技の最後の音が消えた時点(演奏演技計時補助員が指定された旗をドラムメジャーの台の脇で振り下ろす。)とする。なお、演奏開始前、演奏終了後のMDの音だし・演技は禁止する。

- (4) 演技用MD

演技に使用する音楽については、構成メンバー以外の1名が2団体前に音響席に演技用MDを持参し、作動及び停止の合図を行うこと。

作動合図は「スタート」、停止合図は「ストップ」の言葉を使用すること。

演技用MDは、音楽著作権使用許諾並びに録音権使用許可を受けたMDを使用すること。

録音方法は、LPモード(録音時間が2倍・4倍)ではなくノーマルモード(標準)とすること。

MDには部門・構成・No.・都県・団体名を入れること。No.は出演者会議の際に発表する。

▲	
< 部門・構成 > < No. > < 都・県 > < 団体名 >	

(5) 器 物

「器 物」とは、手具類・ユニフォーム類のどれにも属さず、演技者以外の物を総称して器物とする。

「手 具」とは、演技者個人が容易に携帯でき、自らが用いる小道具類を手具とする。

「特殊効果」とは、フラッシュ・ストロボ・各種ライト類(ケミカル類含)等の光の効果を用いたもの全てを特殊効果とする。

手具・器物類の搬入出はバトンを含め安全かつ迅速に行うこと。また、責任を持って搬入出をすること。尚、ここでいう搬入出とは演技フロアへの入退場だけのことではなく、会場への入場から退場までの全行程のことをいう。

演技フロアに搬入する器物については、次に示す規格内の大きさとする。

規 格：1m80cm×1m20cm×1m50cm以内の立方体

重 量：フロア内を一人で持ち運び出来る範囲内

ア．器物を重ねたり密着して並べる場合は、その状態が規格内の大きさであること。

イ．演技フロア内を複数の人数で一つの器物を持ち運んでもよい。

ウ．フロアに敷く布は器物であるが制限を設けない。

特殊効果は使用方法・数量等の詳しい説明書に写真を添付の上、出演団体打合せ会議当日までに大会事務局へ提出すること。なお、出演団体打合せ会議以降の申請は認めない。

ア．乾電池以外の電源の使用は禁止する。

イ．化学反応で発光するケミカルライト類はその安全性が製造メーカーによって保証されているもののみ使用できる。

ウ．火気・ガス類・液体類及び固形燃料類は使用を禁止する。

国旗等の使用は敬意を損なわない最大限の注意をすること。なお、フラッグ等に用いる場合は原形での使用を禁止する。

スパンコールやビーズ等衣装の付属品は他の団体の演技の妨げとならないようにすること。

会場既設電源の使用は禁止する。ただし、特殊効果用の乾電池とビブラフォン用のバッテリーは許可対象とする。

4. 罰 則

(1) 審査対象外

『1.構成』『2.編成』規定に反した場合。

出演時刻に間に合わない場合。(実行委員長判断)

審査対象外でも審査用紙は返却する。

(2) 警告

『3.演技(3)演技・演奏時間』規定に反した場合。

大会実行委員会の指示に従わなかった場合。

他の参加団体に迷惑となる行為があった場合。

非社会的な行為、大会主旨に反する行為があった場合。

故意と認められるような規定違反があった場合。

『3.演技(1)演技フロア(2)入退場(4)器物』・『7.登録引率者、搬入出補助員等』の規定及び大会運営に支障を生じるような行為があった場合。

2年続けて同一団体が注意にあたる行為を行った場合は、警告書を発送する

5 . 成績・成績判定・表彰・関東大会推薦

(1) 成績

各審査員は100点法(小数点なし)で採点する。

* 審査員は参加団体打合会で知らせる。

(2) 成績判定(順位の決定)

3人の審査員の合計点の高いものを上位とし順位を決定する。

得点が同点の場合は、下記の順序により順位を決定する。

ア. 同点団体のみによる席次点合計の少ない方を上位とする。

イ. 審査員3人の投票により上位を決定する。

(3) 表彰・関東大会推薦

特別賞を設ける。

関東大会への推薦は前記P6(関東大会推薦枠)に従い、成績優秀団体を関東大会へ推薦する。

6 . 登録引率者、搬入出補助員等

(1) 登録引率者は、20名以下の団体 = 3名 音響の合図を行う1名を含む

21名以上の団体 = 10名まで増す毎に1名追加(21~30名の団体の場合は4名)

(2) 搬入出補助員は、7名までとする。

(3) 構成メンバー・登録引率者・搬入出補助員が客席に入る場合は、入場券が必要となる。また、出演者席には構成メンバー及び登録引率者のみ入ることができる。

(4) 登録引率者は搬入出補助員を兼ねることができる。

7 . その他

(1) 各出演予定団体の代表1名は「出演団体打ち合わせ会議」に必ず出席すること。

(2) 大会参加に要する経費は参加団体の負担とする。

(3) 構成メンバーの登録は演技予定者名を記載し個人参加費を納入する。

(4) 納入された団体参加費・個人参加費は返却しない。

(5) 大会当日でも登録人数内の、メンバーの変更は認める。

(6) 器物の搬入は指定した通路を使用し、全ての構成メンバー及び搬入出補助員(手具・器物を含む)は定められた場所で待機すること。また、チューニングルーム及び入場口についても実行委員会が指定する。

(7) 残留器物については器物(楽器・搬入器物 残留不可)と落下物(帽子・靴等 故意でないものは残留物としない)に区別して審査委員長が判断する。

また、スパンコールやビーズ等衣装の付属品については他の団体の演技演奏の妨げとならないよう留意すること。

(8) 各出演団体の代表は、出演当日の表彰式に必ず出席すること。

(9) 本大会における演技に使用する楽曲の使用及びMD等への録音編集に関しては、著作権使用法を遵守すること。

演技曲は版元に使用許諾を行い、その音源使用許諾証明書を提出すること。

演技曲録音MDは日本音楽著作権協会より、録音許諾を受けてあるMDを使用すること。

(10) 本規定の主旨を変更することなく、実行委員会において字句の加除訂正を行うことができる。

実施規定 / コンテスト バトントワーリング部門

1. 構成

(1) 小学生の部

単一加盟団体の小学生構成

複数の加盟団体の合同小学生構成

但し、未就学児は除く。

(2) 中学生の部

単一加盟団体の中学生構成

複数の加盟団体の合同中学生構成

単一加盟団体の小・中学生構成

複数の加盟団体の合同小・中学生構成

但し、未就学児は除く。

(4) 高等学校の部

高等学校の単一加盟団体高等学校在校生のみによる構成。

(5) 一般の部

単一加盟団体による構成。

但し、未就学児は除く。

2. 編成

小学生の部・中学生の部

人数は4名以上とする。

手具編成はバトン編成とする。

ア．レギュラーバトンの使用は全ての構成メンバーが演技時間の80%以上とする。

演奏は不可とする。

高等学校の部バトン編成・ポンポン編成

人数は4名以上とする。

手具編成はバトン編成・ポンポン編成とする。

ア．バトン編成はレギュラーバトンの使用は全ての構成メンバーが演技時間の80%以上とする。

イ．ポンポン編成はポンポンの使用は全ての構成メンバーが演技時間の80%以上とする。

演奏は不可とする。

一般の部バトン編成・ポンポンペップアーツ編成

人数は4名以上とする。

手具編成はバトン編成・ポンポンペップアーツ編成とする。

ア．バトン編成はレギュラーバトンの使用は全ての構成メンバーが演技時間の80%以上とする。

イ．ポンポンペップアーツ編成はレギュラーバトンを使用した演技は不可とする。また、トールフラッグのみの使用及び楽器類の使用は禁止とする。

演奏は不可とする。

3. 演 技

(1) 演技フロア

演技フロア及び待機ゾーンは別記（P. 7）の通りとする。

演技フロアの使用は、入場ラインから見なし退場ラインの外側7.5mラインまでの範囲とする。正面演技ラインより前の使用は原則として禁止する。

演技フロアへの入場は構成メンバーおよび実行委員会が許可した搬入出補助員のみとする。

(2) 入退場

演技フロアへの入場は実行委員会の指定した入場ラインを使用すること。

ア. 構成メンバーと搬入出補助員はアラーム音（ピッピッピッポー）の合図に従って入場し、見なし退場ラインを通過して退場すること。

イ. 一般の部に関しては、上着等を退場口に運ぶ場合は、引率者の人数内でこれを決める。

(3) 計時・演奏時間

小学生の部・中学生の部

入場及び器物の搬入はアラーム音（ピッピッピッポー）の合図で開始すること。

入場及び退場を含めた演技時間は4分とする。

審査時間は3分過不足15秒とする。（2分45秒～3分15秒）

審査時間の計時は、演技者または登録引率者が演技開始の合図をした時点から全ての構成メンバー及び登録引率者と搬入出補助員・器物が見なし退場ラインを通過した時点、または退場後の演技曲が終了した時点までとする。

高等学校の部・一般の部

入場及び器物の搬入はアラーム音（ピッピッピッポー）の合図で開始すること。

入場及び退場を含めた演技時間4分30秒とする。

審査時間は3分30秒過不足15秒とする。（3分15秒～3分45秒）

審査時間の計時は、演技者または登録引率者が演技開始の合図をした時点から全ての構成メンバー及び登録引率者と搬入出補助員・器物が見なし退場ラインを通過した時点、または退場後の演技曲が終了した時点までとする。

(4) 演技用MD

演技に使用する音楽については、構成メンバー以外の1名が2団体前に音響席に演技用MDを持参し、作動及び停止の合図を行うこと。

作動合図は「スタート」、停止合図は「ストップ」の言葉を使用すること。

演技用MDは、音楽著作権使用許諾並びに録音権使用許可を受けたMDを使用すること。

録音方法は、LPモード（録音時間が2倍・4倍）ではなくノーマルモード（標準）とすること。

MDには部門・構成・No.・都県・団体名を入れること。No.は出演者会議の際に発表する。

	▲
< 部門・構成 >	
< No. >	
< 都・県 >	
< 団 体 名 >	

(5) 器 物

「器 物」とは、バトン・手具類・ユニフォーム類のどれにも属さず、演技者以外の物を総称して器物とする。

「手 具」とは、演技者個人が容易に携帯でき、自らが用いる小道具類を手具とする。

「特殊効果」とは、フラッシュ・ストロボ・各種ライト類（ケミカル類含）等の光の効果を用いたものを全てを特殊効果とする。

手具・器物の搬入出はバトンを含め安全かつ迅速に行うこと。また、責任を持って搬入出をすること。

尚、ここでいう搬入出とは演技フロアへの入退場だけのことでなく、会場への入場から退場までの全行程のことをいう。

演技フロアに搬入する器物については、次に示す規格以内の大きさとする。

規格:1m80cm×1m20cm×1m50cm以内の立方体

重量:フロア内を一人で持ち運び出来る範囲内

ア. 器物を重ねたり密着して並べる場合は、その状態が規格内の大きさであること。

イ. 演技フロア内を複数の人数で一つの器物を持ち運んでも良い。

ウ. フロアに敷く布は器物であるが制限を設けない。

国旗等の使用は敬意を損なわないよう最大の注意をすること。またフラッグ等に使用する際は、原形のままで使用を避けること。

特殊効果は使用方法・数量等の詳しい説明書に写真を添付の上、出演団体打合せ会議前日までに大会事務局へ提出すること。なお、出演団体打合せ会議以降の申請は認めない。

ア. 乾電池以外の電源の使用は禁止する。

イ. 化学反応で発光するケミカルライト類はその安全性が製造メーカーによって保証されているもののみ使用できる。

ウ. 火気・ガス類・液体類及び固形燃料類は使用を禁止する。

スパンコールやビーズ等の付属品は他の団体の妨げとならないようにすること。

4. 罰 則

(1) 審査対象外

『1. 構成』 『2. 編成』 規定に反した場合。

出演時刻に間に合わない場合。（実行委員長判断）

審査対象外でも審査用紙は返却する。

(2) 警告

『3. 演技 (3) 演技・演奏時間』 規定に反した場合。

大会実行委員会の指示に従わなかった場合。

他の参加団体に迷惑となる行為があった場合。

非社会的な行為、大会主旨に反する行為があった場合。

故意と認められるような規定違反があった場合。

『3. 演技 (1) 演技フロア (2) 入退場 (4) 器物』 ・ 『7. 登録引率者、搬入出補助員』 の規定及び大会運営に支障を生じるような行為があった場合。

2年続けて同一団体が注意にあたる行為を行った場合は、警告書を発送する

5 . 審査員の人数と審査内容

小学生の部・中学生の部

審査員は5名とし、下記の内容を審査する。

- ア、全体的効果
- イ、作品完成度
- ウ、パフォーマンス

高等学校の部バトン編成・一般の部バトン編成

審査員は5名とし、下記の内容を審査する。

- ア、全体的効果
- イ、作品完成度
- ウ、パフォーマンス(a コンビネーション b バトントワーリング c ボディーワーク d ステージング)

高等学校の部ポンポン編成・一般の部ポンポンペップアーツ編成

審査員は5名とし、下記の内容を審査する。

- ア、全体的効果
- イ、作品完成度
- ウ、パフォーマンス(a コンビネーション b アームモーション c ステップワーク d ステージング)

* 審査員名は出演者打ち合わせ会議の際に知らせる。

6 . 成績・成績判定・表彰・関東大会への推薦

(1) 成績・成績判定

各審査員は100点法(小数点なし)で採点する。

各団体の得点を席次点に換算する。

席次点の合計の少ないものを上位とし、順位を決定する。

席次点が同点の場合には、下記の順により順位を決定する。

- ア、総得点の多い方を上位とする。
- イ、選考委員全員の投票により上位を決定する。

(2) 表彰・関東大会推薦

特別賞を設ける。*詳細は出演者打ち合わせ会議で知らせる。

関東大会への推薦は前記(P.6)関東大会推薦枠に従い、成績優秀団体を関東大会へ推薦する。

7 . 登録引率者、搬入出補助員等

登録引率者は、20名以下の団体 = 3名 音響の合図を行う1名を含む

21名以上の団体 = 10名まで増す毎に1名追加(21~30名の団体の場合は4名)

搬入出補助員の人数は次の通りとする。

- ア. 小学生・中学生の部・高等学校の部・・・3名
- イ. 一般の部・・・・・・・・・・・・・・・・なし

構成メンバー・登録引率者・搬入出補助員が客席に入る場合は、入場券が必要となる。

また、出演者席には構成メンバー及び登録引率者のみ入ることができる。

登録引率者は搬入出補助員を兼ねることができる。

登録引率者、搬入出補助員は演技中は、指定された席で待機し、演技終了後は、搬出を迅速に行う。

8 . その他

- (1) 各出演予定団体の代表 1 名は「出演団体打ち合わせ会議」に必ず出席すること。
- (2) 大会参加に要する経費は参加団体の負担とする。
- (3) 納入された団体参加費は返却しない。
- (4) 大会当日でも登録人数内の、メンバーの変更は認める。
- (5) 器物の搬入は指定した通路を使用し、全ての構成メンバー及び搬入出補助員（手具・器物を含む）は定められた場所で待機すること。また、チューニングルーム・ウォーミングアップエリア及び入場口についても実行委員会が指定する。
- (6) スパンコールやビーズ等衣装の付属品については他の団体の演技演奏の妨げとならないよう留意すること。
- (7) 各出演団体の代表は、出演当日の表彰式に必ず出席すること。
- (8) 本大会における演技に使用する楽曲の使用及びMDへの録音編集に関しては、著作権使用法を遵守すること。
演技曲は版元に使用許諾を行い、その音源使用許諾証明書を提出すること。
演技曲録音MDは日本音楽著作権協会より、録音許諾を受けたMDを使用すること。
- (9) 本規定の主旨を変更することなく、実行委員会において字句の加除訂正を行うことができる。

緊急対策

1. 目的

本大会における会場管理の安全を期し、以て不測の事態による人的災害を最小限に軽減するために、以下の緊急時対策をとる。

2. 予防体制

- (1) 各担当者は、ポジション内の整理について特に注意し、不必要なものは置かないようにする。
- (2) 入場開始1時間前に、役員及び係員全員で消火器所在などの会場内事情を確認するとともに、不審物、危険物の有無の点検を徹底的に行う。多少でも疑わしきものがあった場合には、大会本部に各担当責任者を通じ連絡すること。
- (3) 開会30分前に再度確認する。

3. 緊急事態発生の場合

(1) 火災発生の場合

火災発生の発見者は、直ちに初期消火体制をとるとともに、各担当責任者に連絡すること。

各担当責任者は、大会本部に通報し、大会本部は実施会場責任者に通報する。

消防または警察の指示は各担当者が受け、本部に連絡する。

初期消火については、会場内所定の消火器の操作要領を各担当責任者が関係係員に確認しておく。

来場者の避難誘導については、大会本部からの連絡（放送）により、来場者を混乱させることなく、あらかじめ定めた通路を使って誘導を行う。

(2) 地震の場合

来場者に対して、まず冷静に対処することを放送・ハンドマイクなどで呼びかけ、本部の状況判断を待ち、避難を要する場合は各出入口を使って館外に誘導を行う。

誘導にあたっては、各担当責任者の指示を受ける。

(3) けが人・病人が発生の場合

けが人・病人が発生した場合には、各担当者を通じて大会本部に通報し、その指示を受け、救護係員の到着を待つこと。

各担当者は本部に通報する。

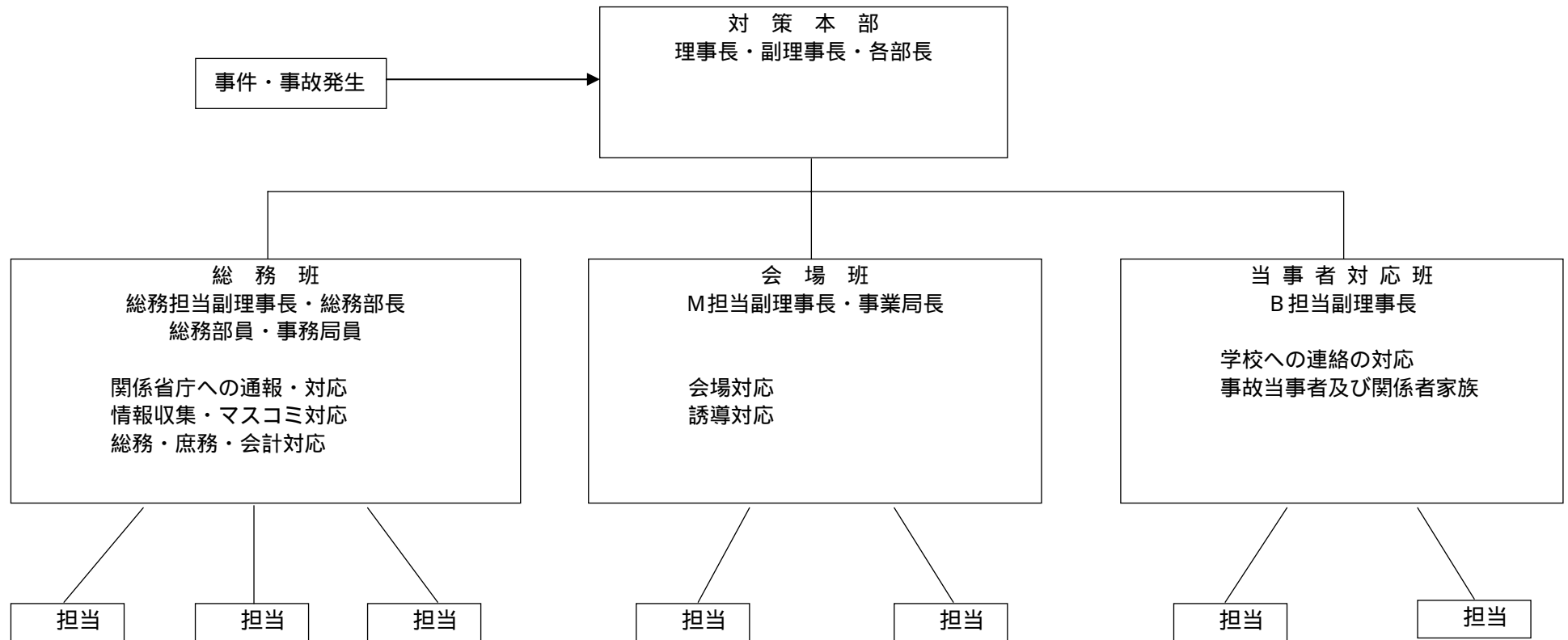
大会本部は救護班に待機場所を通報し、必要がある場合は大会本部より救急車の出動を要請する。

救護所は、医務室に設置する。

(4) 対策本部の設置

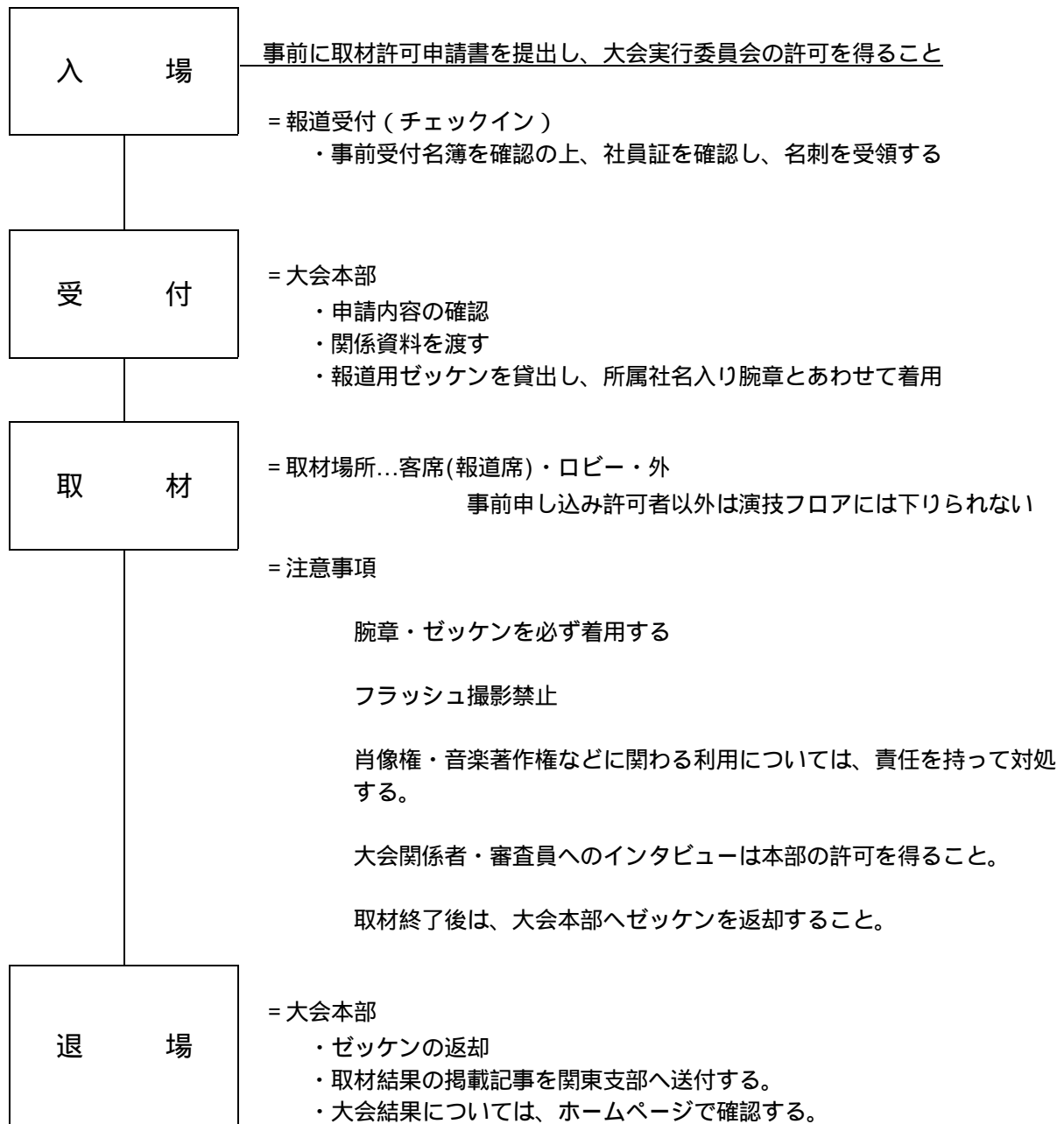
以下の通り、早急に対策本部を設置する。

緊急時対応組織表



1. 理事長は事件・事故発生後、必要に応じて速やかに対策本部を設置する。
2. 理事長は本部に常駐し、全体の指揮を統括するとともに協会本部・協会関東支部への連絡を担当する。
3. 事務局長は本部に常駐し、理事長を補佐する。
4. 各班のスタッフは指定された場所で待機し、指示があってから活動を開始すること。
5. 当組織表は、神奈川県連盟が主催する全ての大会に対応するものとする。

記録・報道関係者への対応



本部が指定した記録関係者は、定められた認識章を着用する。

第30回神奈川県マーチングバンド・バトントワーリング
フェスティバル 事務局

〒233-0007 横浜市港南区大久保1-7-2

高橋 俊充

TEL 09032186121

FAX (045)845-9227

<http://www.ee.e-mansion.com/~mb-kana/>